

総務文教常任委員会記録

令和8年3月12日

【開催日】 令和8年3月12日（木）

【開催場所】 第1委員会室

【開会・散会時間】 午前9時～午後1時38分

【出席委員】

委員長	中岡英二	副委員長	伊場勇
委員	大年恒夫	委員	北永千賀
委員	白井健一郎	委員	藤岡修美
委員	宮本政志		

【欠席委員】 なし

【委員外出席議員等】 なし

【執行部出席者】

副市長	古川博三		
総務部長	辻村征宏	総務部次長兼人事課長	古屋憲太郎
総務課長	杉山洋子	総務課主幹	奥田孝則
総務課総務法制係長	江本洋治		
人事課主幹	福田智之	人事課人事係長	藤井貴大
人事課給与係長	長村知明		
消防課長	吹金原信夫	消防課課長補佐	乾博
消防課消防庶務係長	見田健治	消防課消防団係長	青木宏薫
企画部長	和西禎行	企画部次長兼企画課長	河田圭司
財政課長	別府隆行	財政課主幹	林善行
財政課財政係長	久保弘明		
会計管理者	長井由美子	出納室副室長兼審査係長事務取扱い	藤本義忠
教育長	長友義彦	教育部長	藤山雅之
教育次長兼教育総務課長	矢野徹		
学校教育課長	升谷哲也	学校教育課主幹	田坂哲省
学校教育課主査兼学務係長	三浦泰平		

【事務局出席者】

事務局次長	中村潤之介	議事係長	岡田靖仁
-------	-------	------	------

【審査内容】

- 1 議案第25号 山陽小野田市行政手続条例の一部を改正する条例の制定について
- 2 議案第26号 山陽小野田市職員給与条例の一部を改正する条例の制定について
- 3 議案第28号 山陽小野田市津布田一丁目地区かんがい排水施設維持管理運営基金条例等を廃止する条例の制定について
- 4 議案第32号 山陽小野田市県収入証紙購入基金条例を廃止する条例の制定について
- 5 議案第33号 山陽小野田市報酬及び費用弁償支給条例の一部を改正する条例の制定について
- 6 議案第27号 山陽小野田市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について

午前9時 開会

中岡英二委員長 おはようございます。ただいまから総務文教常任委員会を開会いたします。本日の審査日程につきましては、お手元に配付しておりますとお進めてまいります。まず、議案第25号山陽小野田市行政手続条例の一部を改正する条例の制定について、執行部の説明を求めます。

杉山総務課長 議案第25号山陽小野田市行政手続条例の一部を改正する条例の制定について御説明します。本議案は、行政手続法における公示送達制度の変更に合わせて山陽小野田市行政手続条例においても同様の変更しようとするものです。条例改正の説明に入る前に、行政手続について説明をいたします。行政手続とは、国や地方自治体などの行政機関が行う処分や行政指導、届出などに関する手続を言います。この行政手続について、法律に基づくものは行政手続法で、条例に基づくものは行政手続条例で定めています。いずれも行政手続に関する共通事項を定めることで行政運営における公正の確保と透明性の向上を図り、もって国民や

市民の権利利益を保護することを目的としております。今回の条例改正の背景には、国による行政手続等におけるデジタル化の推進があります。令和5年度にデジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等が改正されました。この改正の一つとして、行政手続法で定める聴聞や弁明の機会の付与を通知する公示送達制度が見直され、デジタル化の手法が追加されました。聴聞及び弁明の機会の付与とは、許認可の取消しなどの不利益処分を科す場合に、口頭または書面により本人の意見陳述の機会を設けることをその旨を記載した書面を本人に送付することを通知といたします。この通知に際して、所在が不明なため本人に書面を送ることができない場合に、一定期間掲示場に書面を掲載することで法的に送達したものとみなす制度を公示送達といたします。公示送達について、これまでの掲示場に書面を掲示する方法に加えて、法改正によりインターネットによる公表が新たに加わり、時間や場所を問わずに関係者が必要な情報を閲覧できるようになり、当事者の利便性が向上します。ここまでが国の法改正等の説明となります。このたび山陽小野田市行政手続条例においても、聴聞や弁明の機会の付与の通知に係る規定があるので、今回の改正では公示送達の方法を見直します。新旧対照表の1ページを御覧ください。第15条は、聴聞の通知の方式を定める規定で、改正前、右側の第15条第3項においては、公示送達の方法は書面を事務所の掲示場に掲示するのみとなっております。これに対し改正後は、左側の同条第4項において、表左の下から5行目の最後のところからですが、「不特定多数の者が閲覧することができる状態に置くとともに」という文言を追加しております。これにより、市ホームページで公示送達の内容を掲載することが可能となります。また、下から2行目から「又は公示事項、当該事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものを閲覧することができる状態に置く」という文言もこのたび追加しております。これは庁舎内に設置したパソコン画面に公示事項を表示させ、閲覧できるようにする方法です。国の規定では、インターネットによる公表は必須とし、掲示場での書面掲示とパソコン画面での表示はいずれか一つを行うこととされております。本市では条

例の規定を国に合わせ、運用面ではホームページ掲載のほかは、従来から行っている掲示場における書面掲示を継続してまいります。続けて、新旧対照表の2ページを御覧ください。第29条の改正は、弁明の機会の付与に係る公示送達においても、聴聞の手續と同様の取扱いとするものです。本条例の施行日は令和8年5月21日で、行政手続法の一部改正法の施行日と同じ日です。さらに附則で経過措置を設け、施行日である5月21日以降の通知について、この新たな取扱いを適用することとしております。御説明は以上です。御審査のほどよろしく申し上げます。

中岡英二委員長 執行部からの説明が終わりましたので、委員の質疑を求めます。

藤岡修美委員 今の説明で概略は分かりました。要は今までの掲示に加えてインターネットで公表できるということですね。

江本総務課総務法制係長 おっしゃられるとおり、従来の書面での掲示に加えて、このたびインターネットによる掲示をするという方法になります。

藤岡修美委員 資料に「電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をする」とありますが、「電子計算機」というのはパソコンのことで、法律上はどのような用語を使うんですか。

江本総務課総務法制係長 おっしゃられたとおり、法律用語として、パソコンのことを電子計算機と表現しております。

大年恒夫委員 事務所に設置するパソコンは、1台のみということなんですか。それとも、市のホームページなどで一般の方が見られるような状態になるんでしょうか。

江本総務課総務法制係長 市ホームページのトップページに公示送達のバナー

を掲載して、そこから該当するページにリンクするような形にしようと思っております。それに加えまして従来の書面掲示も行えるという形になります。書面掲示とパソコンでの表示のどちらか一方を選ぶことになっておりまして、本市におきましては、従来からの書面による掲示を引き続き行うことにしております。

伊場勇副委員長 インターネット上で見られるようになるということで、プライバシーの保護等についてお聞きします。検索エンジンで情報がヒットすると、個人的かつ不利益な情報が出ることにつながるか思います。その辺の対策はどうでしょうか。

江本総務課総務法制係長 不利益処分の対象者の住所が判明しない場合において、できる限り住所の把握に努めることで公示送達に至る件数を最小限にし、プライバシー保護に配慮したいと考えております。

伊場勇副委員長 システムの信頼性とセキュリティーについて、ホームページがハッキングされて情報を変えられるなど、そういったリスクに対しての対応はされているんですか。

杉山総務課長 この方式を取ることでリスクのレベルが上がるとは考えておりません。通常のホームページの運用においても特段問題がないので、大丈夫だと思っております。また、先ほどのプライバシーの問題とも関係するかと思うんですけれども、インターネットで公表するときには、氏名のほかは聴聞期日と場所、担当課等、あと市役所に来られたらいつでも文書を渡せますよという旨の4点を公表するようになるので、名前は2週間程度公表することになりますが、大きなプライバシーの問題が生じるということは、セキュリティーの面からもあまり心配しておりません。

中岡英二委員長 ほかに質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）以上

で質疑を終わります。これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）討論なしと認めます。以上で討論を終わります。これより、議案25号山陽小野田市行政手続条例の一部を改正する条例の制定について採決いたします。本件に賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

中岡英二委員長 全員賛成により本件は可決すべきものと決しました。それでは、審査内容2番、議案第26号山陽小野田市職員給与条例の一部を改正する条例の制定について、執行部からの説明を求めます。

古屋総務部次長兼人事課長 議案第26号山陽小野田市職員給与条例の一部を改正する条例の制定については、令和7年度の人事院勧告を受けて、通勤手当の支給に係る駐車場の利用について、本市においても国に準じた取扱いとするために所要の改正を行うものです。改正の内容は、国や県等に派遣された職員が駐車場を利用して使用料を負担する場合に、一月5,000円を上限に駐車場代を通勤手当として支給できるようにするものです。改正時期は、令和8年4月1日からとしております。

中岡英二委員長 執行部からの説明が終わりました。委員の質疑を求めます。

（「なし」と呼ぶ者あり）質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。これより討論を行います。討論はありますか。（「なし」と呼ぶ者あり）討論なしと認めます。以上で討論を終わります。これより、議案26号山陽小野田市職員給与条例の一部を改正する条例の制定について採決いたします。本件に賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

中岡英二委員長 全員賛成により、本件は可決すべきものと決しました。暫時

休憩します。

午前 9 時 13 分 休憩

午前 9 時 20 分 再開

中岡英二委員長 休憩前に引き続きまして、総務文教常任委員会を再開いたします。それでは、議案第 28 号山陽小野田市津布田一丁田地区かんがい排水施設維持管理運営基金条例等を廃止する条例の制定について、執行部からの説明を求めます。

別府財政課長 それでは議案第 28 号山陽小野田市津布田一丁田地区かんがい排水施設維持管理運営基金条例等を廃止する条例の制定について御説明します。本条例は、地方自治法第 24 条第 1 項の規定に基づき設置された三つの基金を廃止するものです。山陽小野田市津布田一丁田地区かんがい排水施設維持管理運営基金は、臨時石炭鉱害復旧法及び石炭鉱害賠償等臨時措置法に基づく鉱害復旧事業で設置したかんがい排水施設の維持管理及び施設更新に要する財源に充てるため、山陽小野田市新幹線厚狭駅整備基金は、山陽新幹線厚狭駅整備を進めるため、山陽小野田市新山野井工業団地かんがい揚水施設維持管理基金は、新山野井工業団地の開発に伴い設置されたかんがい用水施設の維持管理経費の財源に充てるため、いずれも平成 17 年 3 月 22 日に設置されたものです。このたび所期の目的をおおむね達成したこと、また、本基金を取り巻く社会経済情勢が大きく変化したことを踏まえ、これを廃止するものです。なお、基金廃止時点の残高については、令和 8 年度当初予算において、21 款 諸収入、5 項 雑入、2 目 雑入で精算金として予算計上しております。金額は、津布田一丁田地区かんがい排水施設維持管理運営基金精算金が 5,081 万 1,000 円、新幹線厚狭駅整備基金精算金が 2,992 万 1,000 円、新山野井工業団地かんがい揚水施設維持管理基金精算金が 1,

610万6,000円です。本条例の施行日は、令和8年5月30日です。説明は以上です。御審査のほどよろしく申し上げます。

中岡英二委員長 執行部の説明が終わりました。委員の質疑を求めます。

藤岡修美委員 津布田一丁田地区のかんがい排水施設は、鉱害復旧事業で設置したものという説明がございました。水路とかポンプとか、こういった施設なんでしょうか。

別府財政課長 まず、この経緯を申し上げます。石炭採掘終了後2年経過した昭和46年頃からふるとうの水が上昇し、下流農地に湿田被害が認められる状況がありました。これを対策するために、当時の炭鉱の業者等がくいの設置、暗渠排水工事等を施工しまして湿田の解消に努めました。その後、平成6年にこの事業者が通産省から無資力の認定を受けるに至っております。平成6年度に石炭公害防止事業団がポンプ施設2基を設置してこれの維持管理を始めたという経緯がございます。

藤岡修美委員 そのポンプ施設の維持管理とか修繕とかにかかる費用はないということで、このたびの廃止につながったと理解していいですか。

別府財政課長 ポンプ施設については現存しておりますので、維持管理とか修繕とかで費用が生じ得ると考えております。昨今で言いますと、令和2年、3年に120万円程度の修繕が発生しています。

大年恒夫委員 三つの基金を同時にまとめて廃止にすると。三つをまとめられた理由を教えてください。

別府財政課長 別々に出すこともできたとは思いますが、基金を同じ日付で同じ理由で廃止するものですので、このたびは一本にまとめて提案したということでございます。

大年恒夫委員 昨日の矢田議員の質疑にもあったんですが、新幹線厚狭駅については今後も整備が必要な状態です。駅のホームの安全柵が2028年から予定されているようで、そのためにもその基金くらいは残したほうがいいんじゃないかと感じるんですが、そういったことは御検討していますか。

別府財政課長 基金はいずれも当初の目的があって設置したものでございますので、残すという選択肢も検討いたしました。ただ、冒頭に申し上げたとおりで、基金の設置当初の社会情勢と現在とでは状況が大きく変わってきております。現在の状況を総合的に勘案しまして、基金として資金を固定化するのではなく、一度一般財源化して真に必要とされている緊急度の高い施策に充当することが最大の利益につながると判断して、このたびの基金廃止の条例の提出に至りました。

藤岡修美委員 山野井工業団地のかんがい揚水施設は、具体的にどういった施設ですか。これもポンプ施設ですか。

別府財政課長 お見込みのとおり、こちらにもポンプが2基ございます。

藤岡修美委員 これはポンプの維持管理とか修繕とかでお金がかからないということで基金を廃止するというものでいいんですか。

別府財政課長 こちらの基金につきましては、近年の繰入状況を見てみますと、おおむね5万円弱、電気代の繰入れ程度です。令和3年と4年には、修繕や除草作業で30万円弱の繰入れをしております。

北永千賀委員 新幹線厚狭駅整備基金条例について、JRは2028年度からホームドア柵を設計着手予定と発表はされています。それがあってもかわらずこの基金をなくすのはどうなのかと思うんですけど、教えてく

ださい。

和西企画部長 本会議でお答えしたとおりでございますが、新幹線厚狭駅整備基金は、当初、駅舎工事に加えて予定された追加工事、主に新幹線のエレベーターのために造られた基金でございます。その点については所期の目的を達しているということで、今回、条例案を上げさせていただいたところですが、矢田議員が昨日言われたことにつきましては市に何ら情報が来ておりませんので、今の時点で市としてどう対応するということについてはお答えできる状況ではないと御理解いただければと思います。

中岡英二委員長 ほかに質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）以上で質疑を終わります。これより討論を行います。討論はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）討論なしと認めます。これより、議案28号について採決をいたします。本件に賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

中岡英二委員長 賛成多数により、本件は可決すべきものと決しました。続きまして、議案32号山陽小野田市県収入証紙購入基金条例を廃止する条例の制定について、執行部からの説明を求めます。

長井会計管理者 それでは、議案第32号山陽小野田市県収入証紙購入基金条例を廃止する条例の制定について御説明いたします。まず、山陽小野田市県収入証紙購入基金条例について御説明します。本条例は、山口県収入証紙の購入及び売りさばきに関する業務を円滑かつ効率的に行うために設置されたものです。県収入証紙の販売につきましては、本庁出納室、山陽総合事務所地域活性化室、埴生支所、南支所、公園通出張所の5か所の窓口で行っております。山口県が令和8年9月末をもって県収入証紙の販売を終了することに伴って売りさばき所が廃止されるため、当該

条例を廃止するもので、施行日は令和8年10月1日です。県収入証紙購入基金600万円については、清算金として一般会計に繰り入れることとし、令和8年度当初予算に計上しています。県収入証紙廃止後の本市の「県手数料収納窓口」は、本庁出納室と山陽総合事務所地域活性化室の2か所となります。収納の方法については、山口県が発行するバーコードがついた「山口県手数料等納付連絡票」をスキャナーで読み取り、キャッシュレス支払いの対応をすることになります。説明は以上です。御審査のほどよろしくお願いいたします。

中岡英二委員長 執行部からの説明が終わりましたので、委員の質疑を求めます。質疑はありますか。

伊場勇副委員長 山口県が令和8年9月末をもって県収入証紙の販売を終了することに伴い、10月1日以降は県から購入する必要がなくなるため、当該基金を廃止するということですが、これは今定例会で上程しなければいけなかったんですか。その辺についてはいかがですか。

長井会計管理者 精算金が600万円ございます。令和8年9月末で県証紙が廃止されることが分かっておりますので、条例の廃止と予算の計上を同じ時期に上げさせていただきました。

中岡英二委員長 ほかに質疑はありますか。（「なし」と呼ぶ者あり）以上で質疑を終わります。これより討論を行います。討論はありますか。（「なし」と呼ぶ者あり）討論なしと認めます。これより議案32号、について採決をいたします。本件に賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

中岡英二委員長 全員賛成により本件は可決すべきものと決しました。暫時休憩します。

午前 9 時 3 5 分 休憩

午前 9 時 4 5 分 再開

中岡英二委員長 休憩前に続きまして、総務文教常任委員会を再開いたします。
審査番号 5 番、議案第 3 3 号山陽小野田市報酬及び費用弁償支給条例の一部を改正する条例の制定について、執行部からの説明を求めます。

升谷学校教育課長 議案第 3 3 号山陽小野田市報酬及び費用弁償支給条例の一部を改正する条例の制定について御説明いたします。議案第 3 3 号山陽小野田市報酬及び費用弁償支給条例の一部を改正する条例の制定について御説明いたします。今回の条例改正は、市内全小中学校に設置している学校運営協議会の委員の方に対し、新たに報酬を支払うことを規定するものです。あわせて、過去の法律改正や条例改正によって生じた条ずれ、項ずれの修正、不要となった規定の削除を行うものです。改正の理由について申し上げます。学校運営協議会の委員は、地方公務員法上の特別職の非常勤職員と位置づけられておりますが、現行の規則に報酬を支払う規定がなかったことから、このたび整備するものです。報酬額につきましては、県内他市の状況を参考に報酬を支払っている市の中で最も多く採用されている額である年額 3, 0 0 0 円としております。御審議のほどどうぞよろしくお願いいたします。

中岡英二委員長 執行部の説明が終わりました。委員の質疑を求めます。

伊場勇副委員長 年額 3, 0 0 0 円とされておりますが、条例が変わることでこれまでの運用から何か変更はあるんですか。

三浦学校教育課主査兼学務係長 現在は報酬をお支払いしておりません。

伊場勇副委員長 年額3,000円を支払うということで、総計でどの程度の金額になるんですか。

三浦学校教育課主査兼学務係長 現在、委員が220名ほどいらっしゃいますので、66万円ほどの支出を予定しております。

藤岡修美委員 条例上は3,000円と金額が上がってるんですけど、（聴取不能）

三浦学校教育課主査兼学務係長 山口市、下関市は年額3,000円支給されております。また、報酬を支給していない自治体もございます。これらの状況を踏まえると、年額3,000円という金額は決して高い水準ではありませんが、支給を開始するに当たり妥当な金額であると考えております。なお、12市のうち6市が年額3,000円としております。

中岡英二委員長 ほかに質疑はありますか。（「なし」と呼ぶ者あり）質疑なしと認めます。これより討論を行います。討論はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）討論なしと認めます。これより、議案33号について採決いたします。本件に賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

中岡英二委員長 全員賛成により、本件は可決すべきものと決しました。暫時休憩します。

午前9時50分 休憩

午後1時30分 再開

中岡英二委員長　それでは、総務文教常任委員会を再開いたします。議案第27号山陽小野田市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について、執行部からの説明を求めます。

吹金原消防課長　それでは、議案第27号山陽小野田市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について御説明します。本条例は、非常勤消防団員や消防作業に従事した者及び救急業務に協力した者等に対する損害補償の額や内容等を定め、損害補償を的確に行うことを目的としています。このたびの改正は、一般職の職員の給与に関する法律別表第4、イ公安職俸給表（1）及び第11条第3項の扶養手当支給額が改正されることに伴い、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令で定める非常勤消防団員等及び消防作業従事者等の損害賠償に係る補償基礎額及び扶養に係る補償基礎額の加算額が改正されたことから、本条例の補償基礎額について所要の整備を行うものです。消防作業従事者等の補償基礎額最低額を「9,700円」から「1万円」に、最高額を「1万4,500円」から「1万5,000円」に引き上げるものです。また、扶養に係る補償基礎額の加算額についても、一般職の職員の給与に関する法律の改正に伴い改正します。具体的には新旧対照表を御覧ください。なお、施行日については令和8年4月1日としています。御審査のほどよろしく申し上げます。

中岡英二委員長　執行部の説明が終わりましたので、委員の質疑を求めます。

藤岡修美委員　補償額を増額されるということですが、その根拠になるものは何かありますか。

吹金原消防課長　本条例の改正の根拠となる法令についての御質問だと思いますが、一般職の職員の給与に関する法律の改定に伴い、非常勤消防団員等に関わる損害補償の基準を定める政令が改正されたことによるもので

す。

藤岡修美委員 金額の裏づけになるようなものは、何を基にしていますか。

青木消防課消防団係長 法律で基準となる金額が出ていますので、それに沿って改定する形になっております。

大年恒夫委員 改正前の別表3(6)に当たっていた重度の障害の方の規定が削除になってるんですが、これはどういった理由でしょうか。

青木消防課消防団係長 (1)の配偶者に係る規定が削除になりましたので、号を繰り上げた関係で(6)がなくなっております。ですので、改正前の(6)はなくなったわけではなくて、改正後の(5)に該当するという形です。

中岡英二委員長 ほかに質疑はありませんか。(「なし」と呼ぶ者あり) 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。これより討論を行います。討論はありませんか。(「なし」と呼ぶ者あり) 討論なしと認めます。これより議案第27号について採決いたします。本件に賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

中岡英二委員長 全員賛成により本件は可決すべきものと決しました。以上で総務文教常任委員会を終了いたします。お疲れさまでした。

午後1時38分 散会

令和8年(2026年)3月12日

総務文教常任委員長 中 岡 英 二